法人

図 2.12.5 1612

十月二十日

舞鶴氏最愛児御葬儀ニ付

舞鶴氏ヨリ今ヨリ十年ノ昔最愛児ヲ失ヒ悲嘆ノ余リ其ノ児ノ為ニ一大記念事業ヲ為サントノ志ヲ起シ爾来刻苦勉励ノ結果漸ク其ノ目的ヲ達シ得ルニ至リタルヲ以テ其ノ記念事業ヲ挙ケテ之ヲ財団法人舞鶴会ニ寄附シ其ノ基本財産ヲ以テ永久ニ其ノ児ノ為ニ記念事業ヲ経営スヘキ旨ヲ申出テラレタリ

一、寄附行為ノ審査

一、寄附行為ノ審査ノ上ハ速ニ主務官庁ノ認可ヲ受クルノ件

二、寄附財産ノ処分ニ関スル件

民法第卅四条ノ二ニ依リ寄附行為ニ定メタル事項ニ付テハ主務官庁ノ認可ヲ受ケサルヘカラサルヲ以テ之ヲ諮詢ス

財團法人舞鶴會